



許可番号06511005533

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 京都府京都市伏見区桃山町新町35番地

氏 名 旭興産業株式会社
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

代表取締役 山分 洋

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

京都市長 門川 大作

許可の年月日 平成 26年 10月 3日

許可の有効年月日 平成 31年 9月 11日

1. 事業の範囲

積替え保管を含む収集運搬 (石綿含有産業廃棄物であるものについては、積替え保管を含まない。)

- | | |
|--------|-------------------------|
| ①燃 え 殻 | ⑤廃 アルカリ |
| ②汚 泥 | ⑥廃 プラスチック類 |
| ③廃 油 | ⑦金 属 く ず |
| ④廃 酸 | ⑧ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず |

以上8種類 (水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。)

(②は水銀含有ばいじん等を含む。ただし、水銀を1,000mg/Kg以上含有するものを除く。)

2. 積替え保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地: 京都府京都市伏見区横大路千両松町60番4, 475番2

面積: 130m²

種類: ①~⑧ (石綿含有産業廃棄物であるものを除く。)

(水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。)

(②は水銀含有ばいじん等を含む。ただし、水銀を1,000mg/Kg以上含有するものを除く。)

保管上限: 3.5 t

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 元年 9月12日	新規許可
平成 6年 9月12日	更新許可
平成11年 9月12日	更新許可
平成13年 3月26日	変更許可 (積替え保管)
平成16年 9月12日	更新許可
平成21年 9月12日	更新許可
平成26年10月 3日	更新許可
平成29年11月28日	許可証書換え (水銀使用製品産業廃棄物)
平成30年 4月 9日	許可証書換え (水銀含有ばいじん等)

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

無